

第6回 立法作用と行政作用

1 立法権 (第14章II)

(1) 立法権の概念 (261～262頁、264～267頁)

立法の概念：国民の権利義務に関係する一般的・抽象的法規範

処分的法律も一定限度で入る、行政組織の大綱も立法で定めるべき

「基本法」：国民の権利義務に直接関係しない、国の制度・政策を一般的に定める法律

唯一の立法機関 (憲法41条)

・国会中心立法の原則：議院規則制定権、裁判所の規則制定権は例外

国会は立法権の行使を政令等に委任できるが (73条6号参照)、

委任する法律の限界 (白紙委任は許されない)、委任された命令の限界 (委任の枠内)

例：東京高裁平成24・4・26 (インターネットでの医薬品の販売)

・国会単独立法の原則：内閣の法律案提出権は単独立法に反しない

(2) 立法のプロセス (265～266頁、271頁)

先議院：提案→委員会付託→委員会審議・採決→本会議審議・採決

→後議院：提案→委員会付託→委員会審議・採決→本会議審議・採決 (成立)

⇒公布→施行 (国民に対する拘束力発生)

2 財政 (第18章I)

(1) 財政国会中心主義 (328頁)

憲法83条→歳入面は租税法律主義 (84条)、歳出面は国庫債務負担行為 (85条)

(2) 租税法律主義 (329頁)

租税の概念：反対給付には租税法律主義が及ばない、国民健康保険料には及ぶ

租税法律主義：課税要件法定主義、課税要件明確主義 等

(3) 予算と決算 (330～331頁)

予算 (86条)：一会計年度における国の歳入・歳出の見積もり、法的拘束力あり

予算と法律の不一致の場合の処理、予算の国会による修正

決算 (90条)：会計検査院、国会による審議・議決

3 国会の構成と運営 (第14章III)

(1) 二院制 (268～269頁)

国会が二院に分かれるのではなく、衆議院と参議院の合致により「国会」が成立する

民主的二院制：民意の多角的反映、「理性の府」としての参議院

衆議院の「優越」：①法律案の特別多数決、②条約・予算先議権、③予算議決・条約承認・首相指名に関する議決の効力の優越

(2) ねじれ現象 (269～270頁)

現実には参議院の権限は強力、衆議院第一党が単独で参議院で多数を形成できず、連立与党も参議院で多数を形成できない→「ねじれ」現象

解決策：憲法改正、参議院の権限縮小の政治的慣行、衆参同日選挙

4 選挙制度 (第11章I、第14章V)

(1) 全国民の代表 (252～253頁、262～263頁、277頁)

中世身分制議会：選出母体からの命令的委任

→近代における純粹代表：制限選挙制、自由委任(→免責特権)、公開審議の重視

→デモクラシー(普通選挙制)：「民意」に事実上拘束される代表観念(半代表)

民意を集約・形成し、政権を運営する政党の重要性

(2) 選挙制度 (251～252頁、254～255頁)

多数代表制、少数代表制、比例代表制

多数代表制(小選挙区制)→死票増、行政権までの民主化、二大政党化

衆議院：小選挙区比例代表並立制

参議院：都道府県選挙区制、比例代表選挙区制→参議院の特徴が活かされていない

※選挙制度改革の議論：併用制(基本は比例代表・超過議席発生)、連用制

(3) 一票の較差 (202～205頁)

最大判昭和51・4・14

① 投票価値の平等は憲法上の要請だが、公正かつ効果的な代表の下で実現される

② 定数配分では非人口的要素も考慮可能、裁量権の行使が合理的かどうか

③ 違憲状態でも是正のための合理的期間を徒過しなければ違憲ではない

④ 定数配分規定が違憲であっても、事情判決により選挙は有効

最大判平成23・3・23

衆議院小選挙区制について、一人別枠方式は違憲状態

最大判平成21・9・30

参議院の独自性の考慮も限界、現行の選挙制度の仕組み自体の見直し求める